

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

A社を昭和62年11月30日付けで退職したにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっている。

昭和62年11月分の給与支払明細書からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する給与支払明細書及び事業主の回答により、申立人は、昭和62年11月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和62年11月30日となっており、事業主も、「申立人の資格喪失日を昭和62年12月1日とすべきところ、誤って同年11月30日として届け出た。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年12月まで
国民年金委員を務めていた父が、私が20歳の時、国民年金への任意加入の手続きを行い申立期間の保険料を納めてくれていたにもかかわらず、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、「国民年金委員を務めていた父が、私が20歳の時、国民年金への任意加入の手続きを行い申立期間の保険料を納めてくれていた。」としているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは25歳の昭和48年4月であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年1月22日付けで国民年金に新規加入したことが確認できるため、未加入期間である申立期間に係る保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金の手続きを行ったとするその父親は既に他界しており、申立人が主張する国民年金への加入及び保険料の納付状況を聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

ねんきん定期便の回答票を送付したところ、申立期間は国民年金保険料が未納であるとの回答をもらった。しかし、私は、20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとしているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金への加入手続きの受付日及び申立人への年金手帳の交付日はいずれも昭和50年11月13日であることが確認できる。

また、申立人が国民年金に加入した時点（昭和50年11月13日）では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料を49年1月から50年12月までの特例納付実施期間において特例納付していることが確認できるところ、当該期間中に納付可能だったのは、36年4月から48年3月までの保険料であったことから、申立期間は特例納付することもできない期間である。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1843 (事案 127、373 及び 1382 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 25 日から 23 年 3 月 1 日まで
兵役による休職を経て、昭和 21 年 1 月から A 社に復職したが、厚生年金保険の被保険者記録は 23 年 3 月からとされており、過去 3 回の申立てでは、年金記録は訂正されなかった。
今般、これまでの主張を整理し新たな資料も提出するので、再審議の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の従業員カードを見ると、申立人が昭和 19 年 9 月から 21 年 3 月まで兵役のため休職していたことを示す記載が確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、この決定に納得がいけないとして、当委員会に再申立てを行い、当該事業所の従業員を診察していたことを証明する旨の医師による証明書を提出したが、当該資料からは申立期間における保険料控除はうかがえない上、当該医師から聴取しても、申立てに係る事実関係については承知していないとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、再々申立てを行い、申立人が昭和 21 年 1 月 25 日から当該事業所に勤務していた旨の元同僚による証明書を提出したが、i) 当該元同僚自身についてもその時点における在籍が確認できず、高齢のため直接聴取することができない上、前述のとおり、当初申立て時に提出された当該事業所の従業員カードには、申立人が同年 3 月まで休職していた旨の記載が

見られることから、当該証明書を申立人の勤務実態が確認できる資料と認めるのは困難であること、ii) 申立人は、「昭和 22 年 9 月に労働基準法が改正され、女性の坑内労働が禁止されたにもかかわらず、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該法改正後も女性が被保険者資格を取得している。明らかに不自然であり、当該被保険者名簿の資格取得日の記録は誤りである。」としているが、これら女性被保険者は既に他界しているなどの理由により、当時の状況を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、4 回目の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、「申立人が、昭和 21 年 1 月に A 社に復職していたことも証明いたします。」とする医師（再申立て時においても証明）の証明書を提出しているが、当該医師から再聴取しても、再申立ての時と同様、「事実関係は不明である。」としており、申立期間における保険料控除はうかがえない。

また、申立人は、上記医師の証明書のほかに、複数の資料を提出しているが、これらはいずれも過去 3 回の申立てにおいて提出されたものであり、新たな事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
ねんきん特別便が届いたので照会したところ、A社で勤務していた当時の厚生年金保険の被保険者期間の記録が見つかった旨の回答があったが、最低3か月間働く条件で勤務していたので、1か月しか記録が無いということに納得がいかない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の記憶及び当時の上司の証言により、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所にかかる健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和35年6月11日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡及して訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡もみられない。

また、当該名簿によると、当該事業所において申立人と同一年月日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が一人確認できるが、当該被保険者は、「私はA社で勤務したことはない。」と回答しており、当時の状況を聴取することができない。

さらに、A社を含むBにおける労務関係の一切を管理している、C社では、「申立人が勤務していた記録（人事カード）等は残存していない。」としている。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。